

退職した方の市民税・県民税・森林環境税について

私は、給与から市民税・県民税・森林環境税を差し引かれていましたが、令和6年10月に会社を退職し、その後無職です。

退職後、令和7年1月に送られてきた市民税・県民税・森林環境税の納税通知書によって納めた税額ですべて納税済みと思っていたところ、令和7年6月に再度、市税事務所から納税通知書が送られてきました。これはまちがいでないでしょうか。

会社勤めの方の市民税・県民税・森林環境税は、通常、1月から12月までの所得から算出した年税額を、翌年の6月から翌々年の5月まで、毎月の給与等の支払の際に差し引いて納付（特別徴収）していただきます。（下図 通知①）。

あなたの場合、令和5年中の所得から算出した**令和6年度の税額**が、令和6年6月から毎月徴収されていましたが、退職により会社の給与等から差し引くことができなくなったため、残額を**令和7年1月**にお送りした納税通知書によって納付していただきました（下図 通知②）。

また、令和6年1月から令和6年10月までは勤務していた会社から給与等の支払がありましたので、その所得から**令和7年度の税額**を算出し、**令和7年6月**に納税通知書をお送りしました（下図 通知③）。

